

# 登録機関の概要

～課題選定、利用者支援、普及啓発、人材育成について～

# JASRI

登録施設利用促進機関  
(公財)高輝度光科学研究センター

- ①利用者の選定
- ②利用者に対する支援
- ③成果の普及啓発
- ④人材育成



昭和63年 理研・原研によるSPring-8計画の発足

平成 6年10月 共用法(※)施行。この法律に基づきJASRIが指定機構に指定される。

平成 9年10月 SPring-8供用開始

**平成13年 9月～平成14年 8月 第1回SPring-8中間評価(平成14年9月付で報告書公開)**

平成18年 7月 共用法改正

→ 指定機構制度から登録機関制度へ移行

→ 運営・維持管理業務は一般競争入札へ移行

**平成18年 7月～平成19年 1月 第2回SPring-8中間評価(平成19年7月付で報告書公開)**

平成23年 4月 SACLAの利用促進業務開始

平成24年 3月 SACLA供用開始

平成24年 4月 JASRIは公益財団法人へ移行

※: 特定放射光施設の共用の促進に関する法律

# 施設運営体制の変遷

【昭和63年】

○理化学研究所及び日本原子力研究所が共同でSPring-8計画を発足

【平成6年10月】

○「特定放射光施設の共用の促進に関する法律(共用法)」施行。この法律に基づき、**JASRIがSPring-8の運営を担う機関として指定**される。

【平成9年10月】

○SPring-8の**供用開始**

【平成18年7月】

○**共用法の改正**

・これまでの指定機関制度から**登録機関制度**へ移行  
 ・**運営・維持管理業務は一般競争入札**へ移行

【平成23年4月】

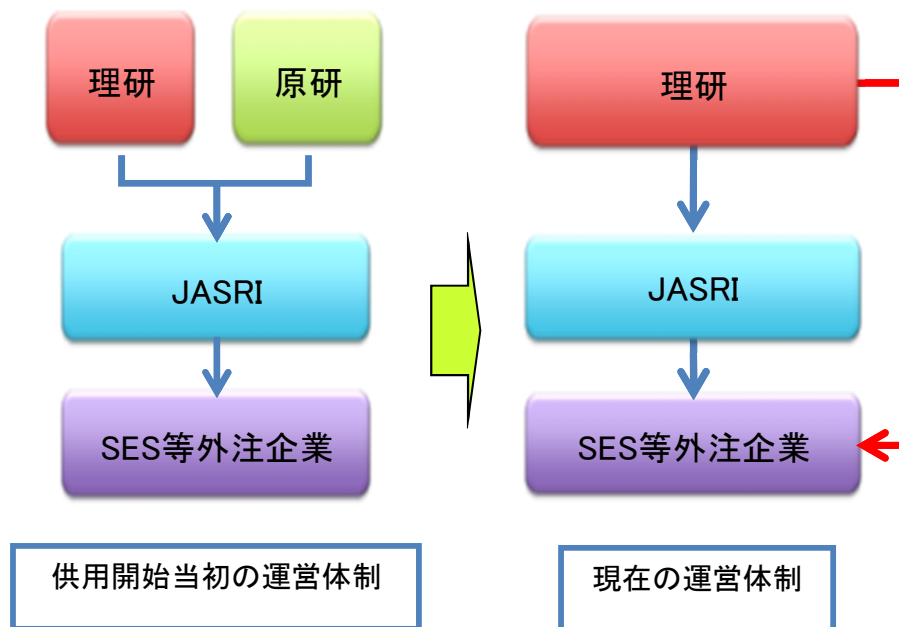
○SACLAの利用促進業務を開始。

【平成24年3月】

○SACLAの供用開始

【平成24年4月】

○公益財団法人へ移行



## 特定放射光施設の共用の促進に関する基本的な方針

〔平成23年文部科学省告示第9号〕

○施設利用研究の成果は、科学技術の振興を図るとともに、放射光の利用分野等に関する新たな知見を活かした特定放射光施設の更なる利用を促進する観点から、知的公共財として積極的に公表し、普及されるべきものである。

## 航空・電子等技術審議会(現科学技術・学術審議会)による答申

〔平成8年3月29日「大型放射光施設(SPring-8)の効果的な利用・運営のあり方について」(諮問第20号)に対する答申〕

○SPring-8を研究者が利用する際の利用経費の負担については、共用促進法及び基本方針の考え方を十分踏まえ、SPring-8における研究の円滑な推進を図るため、次の3点が基本的に措置されることが必要である。

- ① SPring-8の運営は、利用者本位の考え方により実施されなければならない、そのような運営によって積極的に共用の促進を図っていく必要がある。
- ② SPring-8を利用した研究の成果については、知的公共財として積極的に公開されるべきものであり、その公表が促進されることが必要である。
- ③ SPring-8が海外の研究者にも広く開放される開かれた施設であるということに鑑み、利用研究者からみて、欧米の施設とも可能な限り運用の整合性が図られていることが重要である。なお、これらの欧米の放射光施設においては、基本的に、成果を専有せずに公開する研究については、ビーム使用料が無料とされている。

○以上3点を踏まえ、SPring-8の利用経費の負担に関しては、利用者が成果を専有せず公開するような利用研究については利用者からビーム使用料を徴収しないことが適当である。また、利用者が成果を専有するような利用研究については、ビーム使用料を徴収すべきであり、この場合、ビーム使用料の額の計算に当たっては、運営費回収方式により行うことが適当である。

○なお、通信設備などの利用に係る実費については、成果の公開の有無に拘わらず徴収することはやむを得ないと考えられる。また、このような利用経費の負担については、いずれの場合も、利用者の所属機関が内外又は産学官であるかを問わず、同一の基準が適用されるべきである。



以上により、SPring-8の利用については、

- 成果を公開する(非専有)利用は施設利用料金(運営費回収方式によるビーム使用料)を免除
- 成果を公開しない(専有)利用は施設利用料金(運営費回収方式によるビーム使用料)を徴収
- 成果の公開有無に拘わらず利用に係る実費を徴収〔平成18年度下期より「消耗品実費負担制度」を導入〕
- これらは、全利用者同一基準で適用

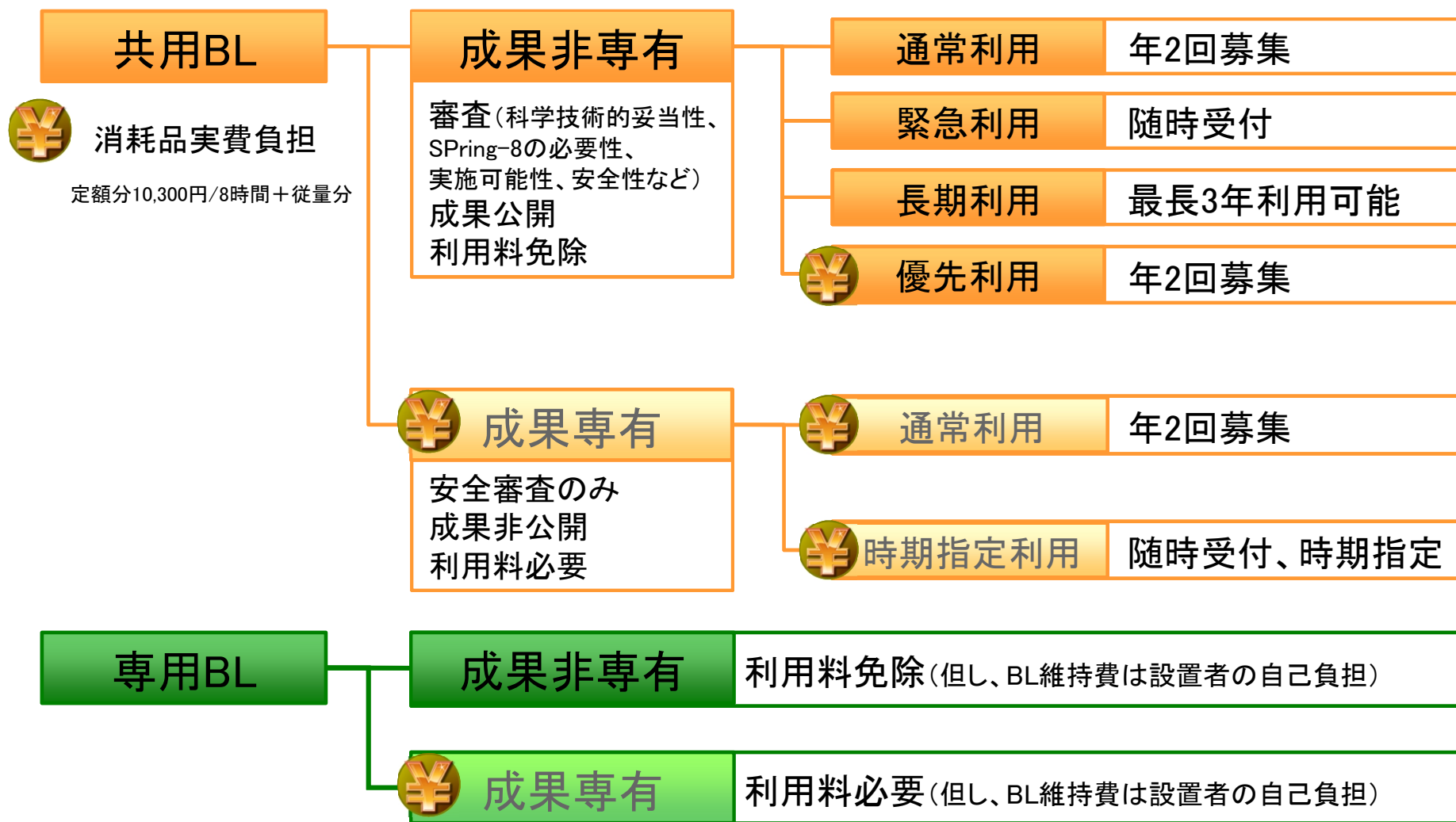
# 共用BL利用研究課題審査基準

審査基準	課題の種類	成果非専有 課題	成果公開 優先利用 課題	成果 専有 課題
<p>(1) 科学技術的妥当性</p> <p>イ) 研究課題の先端性及び当該研究課題を含む 科学技術分野の発展性ないしは新分野開拓への寄与</p> <p>ロ) 期待される研究成果の基礎的研究分野及び基盤 的技術開発分野への寄与度</p> <p>ハ) 期待される研究成果の産業基盤技術としての重要性 及び発展性</p> <p>二) 研究課題の社会的意義及び社会経済への寄与度</p> <p>※「重点産業分科会」では、ハ)と二)を重視して審査</p>		○	×  競争的研究 資金獲得時 の審査結果 を尊重し、 二重の審査 を行わない	×
(2) 研究手段としてSPring-8の必要性		○	○	×
(3) 科学技術基本法や社会通念等に対する妥当性		○	×(同上)	○
(4) 実験の実施可能性		○	○	○
(5) 実験の安全性		○	○	○

※重点研究課題においては、各利用研究分野等の特性に配慮した審査を行う。

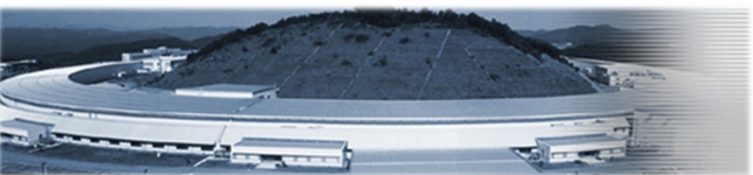
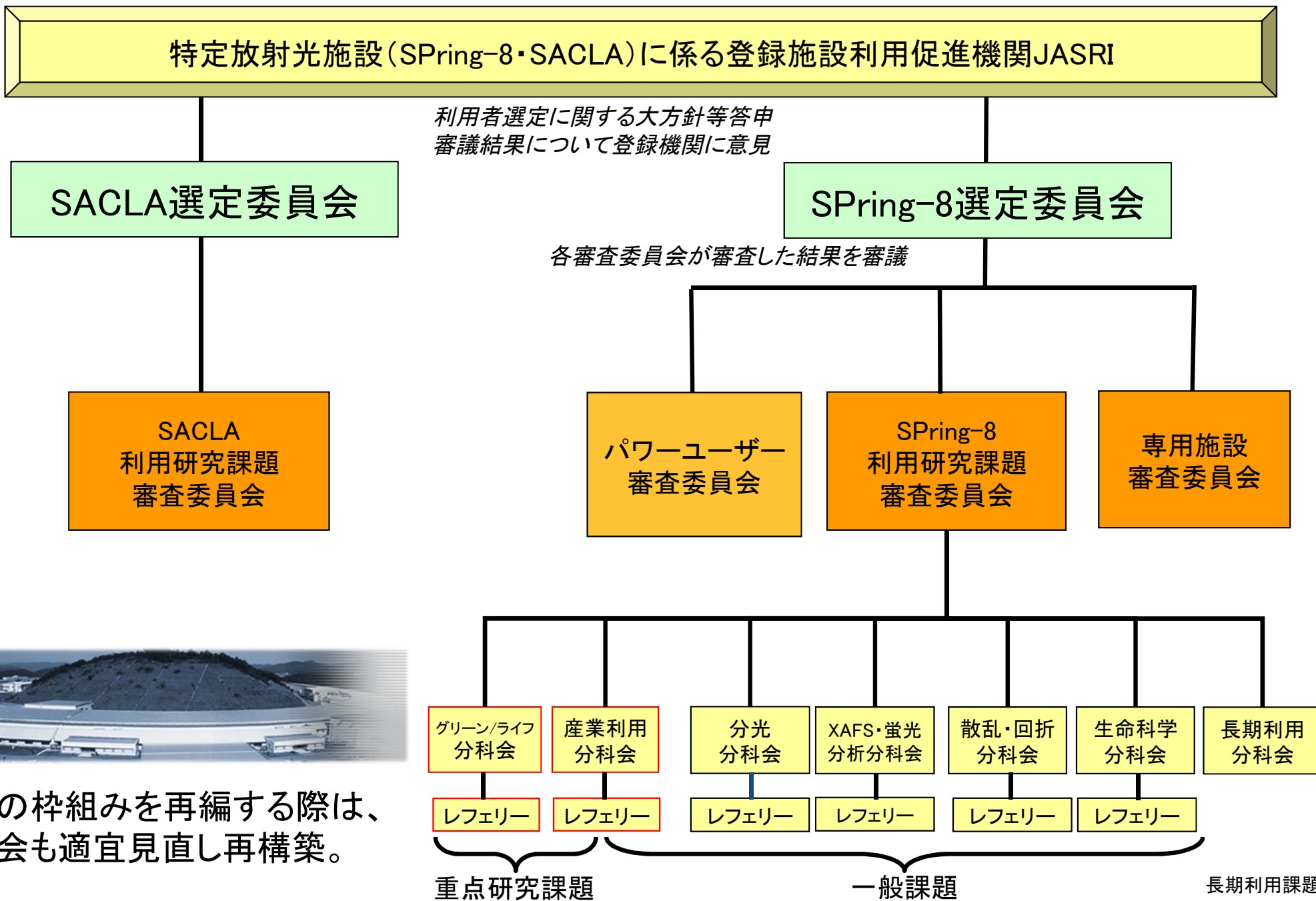
# 共用BL及び専用BLの利用制度（概要）

- 成果を公開する（非専有）利用は施設利用料金（運営費回収方式によるビーム使用料）を免除
- 成果を公開しない（専有）利用は施設利用料金（運営費回収方式によるビーム使用料）を徴収
- 成果の公開有無に拘わらず利用に係る実費を徴収〔平成18年度下期より「消耗品実費負担制度」を導入〕
- これらは、全利用者同一基準で適用

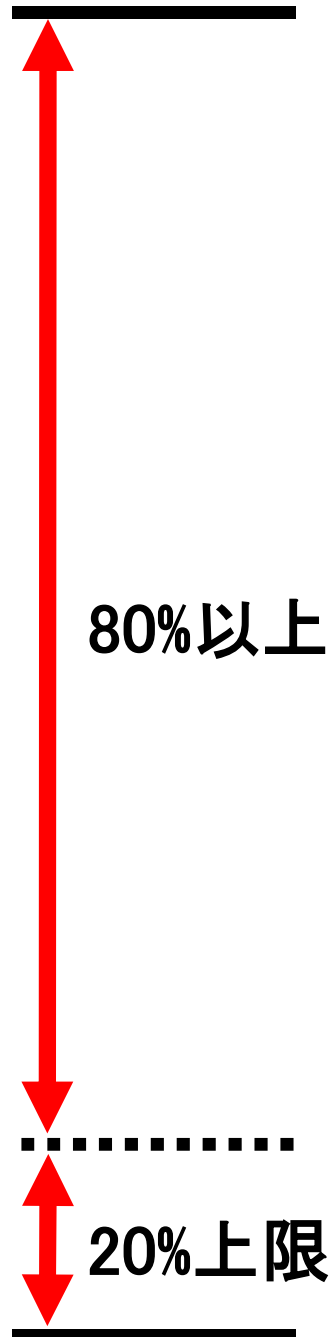


注） 成果専有の通常利用における利用料は、共用BL：480千円／8時間、専用BL：312千円／8時間

# 選定スキーム



利用の枠組みを再編する際は、  
分科会も適宜見直し再構築。



一般利用	<b>一般利用研究課題</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・通常課題</li><li>・緊急課題</li><li>・長期利用課題</li><li>・成果公開優先利用課題</li><li>・成果専有課題(時期指定含む)</li><li>・萌芽的研究支援課題</li></ul>
	<b>重点利用研究課題</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・領域指定課題(重点産業化促進課題 他)</li><li>・利用者指定課題(重点パワーユーザー課題)</li></ul>
施設保留	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 緊急課題・時期指定課題・測定代行等</li><li>○ 研修・講習会・機器入替・調整</li></ul>
登録機関 12条利用	<b>登録機関JASRIによる調査研究等</b> (共用促進法第12条に基づき、文科大臣の承認を経て利用)